

構想策定の趣旨

地方分権の進展や少子・高齢化の進行、日常生活圏の拡大、国・地方を通じた著しい財政状況の悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化していく中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応し、効率的・効果的に行財政運営を行っていくことが求められている。その要請に応えていくためには、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であり、そのための有効な方策の一つが市町村合併である。

そうしたことから、平成11年7月に改正された「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）の下、全国で市町村合併が進められるなど、平成11年3月に3,232あった市町村が、平成18年3月31日までに1,821となった。

本県においても、平成12年12月に「宮崎縣市町村合併推進要綱」を策定するなど自主的な市町村の合併を支援してきたところであり、県内各地域での熱心な取組みの結果、平成11年3月に44あった市町村数は、平成18年3月には31となった。

このように旧合併特例法の下、全国的に市町村の合併が大きく進んだところであるが、国においては、地方分権の一層の推進や人口減少社会及び広域行政への対応、より効果的・効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていく必要があるとして、平成17年4月に「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）を施行し、引き続き自主的な市町村の合併を推進していくこととしている。

合併新法においては、総務大臣の定める「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（基本指針）に基づき、都道府県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定するなど、市町村の合併の推進に当たって都道府県が重要な役割を担うことが求められている。

県では、今後、市町村を取り巻く情勢がますます厳しくなることが予想される中において、市町村の行財政基盤の強化は不可欠であるとの認識の下で、引き続き自主的な市町村の合併を推進していくこととし、本県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を策定することとした。

本構想は、将来の望ましい市町村の姿を見据え、県内市町村の現況及び将来見通しを踏まえながら、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村の組合せ及び合併推進のために必要な措置について、宮崎縣市町村合併推進審議会の意見を聴き、県としての今後の合併推進の方向性を示したものである。

今後、本構想に基づき、地域の将来のあり方について、それぞれの地域で市町村と住民による真剣な検討がなされ、地方分権時代にふさわしい元気と個性あふれる基礎自治体が形成されることを強く期待するものである。